

平成29年4月1日
(公社)日本カヌー連盟

競技及び施設・用具に関する公認・登録規則

- 第 1 条 公益社団法人日本カヌー連盟(以下「連盟」と言う)定款第1章第5条に基づき、選手の安全と施設・用具の改善、競技の公正な運営、普及振興のため公認・登録規則を定める。
- 第 2 条 連盟が主催、共催あるいは主管する競技会に使用する用器具で公認を必要とするものは、(公社)日本カヌー連盟各競技規則に従い検定するものとする。
- 第 3 条 使用用器具の公認を受けようとするものは、所定の用紙に必要事項を記入し申請しなければならない。但し、検定員の都合などにより、希望期日に実施できない場合がある。
- 第 4 条 検定は事前の届け出により、連盟が指定する場所・期日で行う。検定員の交通費・宿泊費等の派遣費用は、検定を受ける者が負担するものとする。
- 第 5 条 検定は、連盟公認検定委員会検定員若しくは、特に公認検定委員会委員長により任命された者が行う。
- 第 6 条 申請者は検定に合格した用器具に対し、所定の公認料(消費税は別途徴収)を納め連盟所定の公認証を貼付する。
- 第 7 条 全ての競技艇について国内初公認の艇は、型式認定検査を受けなければならない。なお、型式認定済みの同型艇については、公認業者にあつては規定に合った艇であることを確認の上公認艇とすることができる。
- 第 8 条 公認料は以下のとおり定める。
価格は全て税別とし、消費税は別途徴収する。但し、ライフジャケット点検料に関しては、税込とする。

I 艇・機材・用具公認

1. 艇公認

① カヌースプリント艇

艇種	期限	公認料	更新料
K-1・C-1	3年	¥ 8,000	¥ 3,000
K-2・C-2	3年	¥ 12,000	¥ 3,000
K-4・C-4	3年	¥ 18,000	¥ 3,000

② カヌースラローム・カヌーワイルドウォーター艇

艇種	期限	公認料	更新料
K-1・C-1	3年	¥ 5,000	¥ 3,000
K-2・C-2	3年	¥ 8,000	¥ 3,000

③ カヌーポロ艇

艇種	期限	公認料	更新料
各種ポロ艇	3年	¥ 5,000	¥ 3,000

④ パラカヌー艇

艇種	期限	公認料	更新料
K-1・V-1	3年	¥ 8,000	¥ 3,000

2. 機材公認

連盟の指示の有無に関わらず改良した場合は、連盟に届け出て確認を受けなければならない。
同一機材でBクラス公認取得後、5年以内にAクラス公認を取得した場合も公認料は返金しない。

① 自動発艇装置

	適用大会	期限	公認料	更新料
Aクラス	国際大会・日本選手権・国体	5年	¥ 500,000	¥ 100,000
	Bクラス大会の経験を有し、Aクラス検定に合格したもの。 フィニッシュの写真判定装置に接続できるもの。スタートのビデオ(録画)装置があるもの(別途設置も可)。			
Bクラス	上記以外の大会	5年	¥ 300,000	¥ 50,000
	Bクラス検定に合格したもの。			

② スタート、フィニッシュ電子写真判定装置

	適用大会	期限	公認料	更新料
Aクラス	国際大会・日本選手権・国体	5年	¥ 500,000	¥ 100,000
	縦解像度1500ドット以上・1/2000秒でAクラス検定に合格したもの。 同等の性能を有するカメラ2台で対応(内1台はバックアップ用) 連続した競技に対応できるもの。			
Bクラス	上記以外の大会	5年	¥ 300,000	¥ 50,000
	縦解像度1500ドット未満も可・1/1000秒でBクラス検定に合格したもの。			

③ 光電管スタート・フィニッシュ装置

	適用大会	期限	公認料	更新料
	国際大会・日本選手権・国体	5年	¥ 200,000	¥ 50,000
	Bクラス大会の経験を有し、Aクラス検定に合格したもの。 1/100秒が計測できるもの。			
Bクラス	上記以外の大会	5年	¥ 100,000	¥ 30,000
	Bクラス検定に合格したもの。			

④ ビデオ判定装置

	適用大会	期限	公認料	更新料
Aクラス	国際大会・日本選手権・国体	5年	¥ 200,000	¥ 50,000
	Bクラス大会の経験を有し、Aクラス検定に合格したもの。			
Bクラス	上記以外の大会	5年	¥ 100,000	¥ 30,000
	Bクラス検定に合格したもの。			

- * 競技会場の条件により、設置数や設置場所は変更されることがある。
- * スラローム競技におけるビデオ判定装置はICFのシステムに合わせ開発、改良中であり、少なくとも複数大会の使用実績のある物をNHK杯、日本選手権、国体(リハ大会を含む)、Japan-Cupに使用する事。システムが確定後公認料を別途規定する。

3. 用具公認料

用具	公認料	点検料/大会
ライフジャケット	¥ 1,000	¥ 200(税込)

* 大会に出場するためには、公認・安全点検が必要。

II コース公認

各大会は下記規定に合ったコース、付帯設備・備品を準備し、その検定を受ける事。

検定に合格したものには、公認証を発行する。

天候による渇水や増水により規定のコース設置が困難な場合は、極力規定どおりとするが可能な範囲でコースの長さ、レーン巾、レーン数、水深、ゲート数、水量・流速、器材などの条件の変更を競技委員会又は審議委員会に諮り、監督会議で説明の上変更することができる。

1. カヌースプリントコース

① 日本選手権大会・海外派遣選考会 開催コース

	レーン数	レーン幅	レーン全長	水深	公認料/期間
A級コース	9レーン以上	9 m	1,000m以上	1.5m以上	¥ 50,000 / 1年

② 国民体育大会・全国高校総体 開催コース

	レーン数	レーン幅	レーン全長	水深	公認料/期間
B級コース	9レーン以上	9 m	500m以上	1.5m以上	¥ 50,000 / 1年

③ 国民体育大会ブロック大会 その他上記以外の大会開催コース

	レーン数	レーン幅	レーン全長	水深	公認料/期間
C級コース	9レーン以内	6-9 m	500m以上	1.5m以上	¥ 30,000 / 1大会

注)レーンブイ間隔を50mとすることができる。

2. カヌースラロームコース

① 国際大会・日本選手権大会・国民体育大会(リハーサル大会を含む)開催コース

ゲート数	全長	水量・流速	公認料/期間
15ゲート～25ゲート	200m～400m 男子K-1の上位選手のタイムが95秒を目安とする。	*競技に支障のない範囲	¥ 50,000 / 1年

* 国際大会開催の場合は、国際関係部署と確認を取る必要がある。

② ジャパンカップ、国民体育大会ブロック大会、その他上記以外の大会開催コース

ゲート数	全長	水量・流速	公認料/期間
15ゲート～25ゲート 国体ブロック大会は25ゲート	200m～400m 男子K-1の上位選手のタイムが95秒を目安とする。	競技に支障のない範囲	¥ 30,000 / 1大会

3. カヌーワイルドウォーターコース

① 国際大会・日本選手権大会・国民体育大会(リハーサル大会を含む)開催コース

コース全長	水量・流速	公認料/期間
スプリント競技 クラシック(1500mを基準とする)	競技に支障のない範囲	¥ 50,000 / 1年

* 国際大会開催の場合は、国際関係部署と確認を取る必要がある。

② ジャパンカップ、国民体育大会ブロック大会、その他上記以外の大会開催コース

コース全長	水量・流速	公認料/期間
スプリント競技(基本的にSLのコースを使用) クラシック(1500mを基準とする)	競技に支障のない範囲	¥ 30,000 / 1大会

4. カヌーポロ競技場

① 国際大会・日本選手権大会 開催競技場

	コート数	練習場	公認料/期間	更新料
A 級	2面以上	1面以上	¥ 10,000 / 1年	¥ 10,000

* 国際大会開催の場合は、国際関係部署と確認を取る必要がある。

② 上記以外の大会 開催競技場

	コート数	練習場	公認料/期間	更新料
B 級	1面以上		¥ 10,000 / 1年	¥ 10,000

III カヌースポーツ機器製造・販売・施設工事業者の公認

公認業者規定により登録されるカヌースポーツ機器製造・販売・施設工事業者の公認料は以下のとおり。

公認登録業者には登録証を付与する。

資格	公認料	カテゴリ毎に
連盟登録業者	¥ 50,000 / 年	¥ 50,000 / 年

IV 審判員公認料

公認審判員規定第14条の規定に基づく審判員公認料は以下のとおり。

	公認料
J級公認審判員	¥ 5,000
A級公認審判員	¥ 2,000

* 公認・登録規則改訂年月日 平成20年4月1日より施行する。
公認・登録規則第2版改訂年月日 平成29年4月1日より施行する。